

相良村すまいの安全確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和2年7月豪雨による災害(以下「豪雨災害」という。)からの安心安全な生活の再建等を図るため、災害リスクの低い場所への住宅移転又はすまいの安全対策等(以下「再建」という。)を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、相良村補助金等交付規則(昭和58年相良村規則第1号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 村内において専ら人の居住の用に供する家屋であり、自ら居住するために所有する専用住宅及び併用住宅をいう。
- (2) 自力再建 公営住宅及び賃貸住宅への入居によらず、住宅の新築、購入又は修理することにより移転再建及び現地再建を行うことをいう。
- (3) 移転再建 令和2年7月豪雨により被災した住宅が存する場所とは別の場所に住宅を再建することをいう。
- (4) 現地再建 令和2年7月豪雨により被災した住宅が存する場所に新たに住宅の再建をすることをいう。
- (5) 安全対策 水の流入を防ぐための対策(宅地及び家屋の嵩上げ、家屋のピロティ化、止水板及び屋根に逃げるための天窓付きロフト等の設置等)及び土砂の流入を防ぐための対策(建物の構造の強化及び防護壁の設置)をいう。
- (6) 浸水想定区域 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項に基づき指定された区域
- (7) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に基づく区域(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 村内で自力再建を行うこと。
- (2) 豪雨災害時において、村から罹災証明の交付を受けていること。
- (3) 移転再建を行う場合において、再建前の土地に建物が残るときは、当該建物を居住の用に供しないこと。
- (4) 再建後の住宅に5年以上居住すること。
- (5) 村税の滞納がないこと。
- (6) 相良村暴力団排除条例(平成23年相良村条例第10号)第2条第2号に定める暴力団員でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表1及び補助金の額は別表2に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助対象経費は、住宅再建に伴うその他の支援及び補助事業を活用した場合は、その補助金等の額を除いた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅の再建後、原則1箇月以内に補助金交付申請書(様式第1号)に別表3に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び額を決定し、補助金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付請求書(様式第6号)により村長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第8条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金取消通知書(様式第7号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請による不正の事実が判明したとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) その他、村長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 村長は、前項の規定により取り消した場合において、既に補助金を交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年7月4日から適用する。

2 相良村浸水想定区域外移転促進支援事業補助金交付要項(令和3年相良村告示第13号)は廃止する。ただし、廃止前に補助金の交付決定を受けたものについては、相良村すまいの安全確保支援事業補助金交付要綱第6条の交付決定を受けたものとみなし、廃止後は本要綱の規定を適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	
移転再建に要する経費 (移転再建の場合)	
住宅建設又は購入に要する経費	新たな住宅の建設及び購入 (中古住宅の購入を含む。) に要する費用及び移転先の土地の購入に要する経費 (同表「安全対策に要する経費」を含む。)
移転に要する経費	建築確認等手続き費用、登記費用、火災保険加入料並びに住宅の建設及び購入に附帯して要する経費
住宅除去等に要する経費	被災した住宅等の除却及び動産移転並びに仮住居に要する経費
安全対策に要する経費 (現地再建の場合)	
水の流入を防ぐための対策に要する経費	宅地及び家屋の嵩上げ、家屋のピロティ化 (建物の 2 階以上を部屋とし、1 階部分を柱だけの吹き放しの空間とすることをいう。)、止水板の設置、屋根に逃げるための天窓付きロフト等の設置等に要する経費
土砂の流入を防ぐための対策に要する経費	建物の構造の強化及び防護壁の設置に要する経費

別表 2 (第 4 条関係)

区分 1	区分 2	罹災判定	補助金の額
移転再建	浸水想定区域外及び土砂災害特別警戒区域外への移転	半壊以上	上限 300 万円
	浸水想定区域内及び土砂災害特別警戒区域外かつ令和 2 年 7 月豪雨で浸水被害のなかった場所への移転	半壊以上	上限 200 万円
現地再建	安全対策	一部損壊以上	上限 150 万円

別表 3 (第 5 条関係)

	交付申請書添付書類	備考
1	事業報告書 (様式第 2 号)	
2	再建前の住宅の位置図、配置図、平面図及び現況写真	
3	生計を一にする世帯全員の住民票の写し	
4	罹災証明書の写し	
5	移転再建、現地再建 (安全対策) に要した費用を証する書類	見積書、契約書及び領収証等の写し
6	再建後の住宅の土地及び建物の登記事項証明書の写し	移転再建の場合のみ
7	確認書 (様式第 3 号)	浸水想定区域内での移転再建及び現地再建する場合のみ
8	再建前住宅跡地管理誓約書 (様式第 4 号)	移転再建の場合のみ
9	建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 7 条第 5 項により交付される検査済証の写し	移転再建の場合のみ
10	安全対策箇所の写真 (施工前後)	現地再建の場合のみ
11	その他村長が必要と認める書類	